

特定非営利活動法人
日本ボランティアコーディネーター協会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会（以下「この法人」という）定款第17条にもとづき、役員報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費弁償をすることができる。

(改廃)

第3条 この規程の変更および改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、2014年7月10日から施行する。

一、賃金規程（改訂）

第1章 総 則

（目的）

- 第 1 条 この規程は職員の賃金に関する事項を定める。
2. 次の者については別に定める。
 - (1) あらかじめ期間を定めて臨時に使用される者（嘱託職員）
 - (2) 日々雇い入れられる者
 - (3) その他常勤しない者

（区分）

- 第 2 条 賃金の区分を次のとおりとする。
- (1) 基準賃金
 - イ. 年齢給
 - ロ. 職能給
 - ハ. 調整手当
 - ニ. 通勤手当
 - ホ. 役付手当
 - ヘ. 講師派遣手当
 - ト. 住宅手当
 - (2) 基準外賃金
 - イ. 時間外勤務手当
 - ロ. 休日勤務手当

（支給の方法）

- 第 3 条 賃金は全額を本人に対して、直接、通貨で支給する。
ただし、社会保険料、所得税、その他法令で定められたものについては、これを控除する。

（計算期間および支給期日）

- 第 4 条 基準賃金は、当月の 1 日から月末までを 1 カ月分として計算し、当月 25 日に支給する。
2. 基準外賃金は、前月 11 日から当月 10 日までを 1 カ月分として計算し、当月 25 日に支給する。

（支給日の繰り上げ）

- 第 5 条 支給日が協会または取引金融機関の休日に当たる場合には、前日に繰り上げて支給する。

（計算の特例）

- 第 6 条 月の途中で採用され、または退職した場合は、その月に限って日割計算によって支給する。
ただし、賃金の全部または一部を受給中のものが在職中に死亡した場合には、当月末までの賃金を支給する。

（賃金の変更）

- 第 7 条 賃金の変更は、原則として発令の日から実施する。

第2章 基準賃金

（年齢給）

- 第 8 条 年齢給は、年度始めの満年齢によって決定する。（別表 1）
2. 年度途中に採用された者については、当年度始めの満年齢によって決定する。

(職能給)

第 9 条 職能給は、職務評価に応じ、別に定める標準によって決定する。(別表 2)

2. 新規学卒者の初任職能給は、別に定める標準によって決定する。(別表 3)
3. 学校卒業後 1 年以上を経過して採用された者については、本人の経歴について別に定める標準によって経験年数換算を行ない、新規学卒採用後同期間在職し、毎年普通評価を得た場合の標準的な職位職階に決定する。(別表 4)
4. 事務局長の職能給は、職務評価に応じ、代表理事が定める。

(賃金の昇給)

第 10 条 賃金の昇給詮議は、原則として毎年、次年度の予算編成期に行う。

(調整手当)

第 11 条 調整手当は必要に応じて支給する。
2. 調整手当は、賞与、退職手当の基準とはしない。

(通勤手当)

第 12 条 協会事務所より 2 キロ以上の地点に居住する職員が交通機関を利用する場合には、もっとも割安な経路の 6 ヶ月通勤定期券の実費を支給する。
ただしこの場合、その最高限度額は 1 ヶ月 3 万円とし、3 万円を越える場合は、超過分についてその半額を支給する。

(役付手当)

第 13 条 役付手当は、管理監督の地位にある者に支給する。金額は別に定める。(別表 5)

(講師派遣手当)

第 14 条 講師派遣手当は、事務局職員を研修講師として協会から派遣する場合に支給する。金額は別に定める。(別表 6)

(住宅手当)

第 15 条 住宅手当は、住民票の世帯主あるいは主たる生計者に対し支給する。金額は別に定める。(別表 7)

第 3 章 基準外賃金

(時間外勤務手当)

第 16 条 所定の時間を超えて勤務した場合には、実働 1 時間について次のとおり時間外勤務手当を支給する。
ただし 1 カ月の時間外勤務手当は、30 時間を限度として支給する。

$$1. \quad \frac{25}{174} \times (\text{年齢給} + \text{職能給})$$

2. 時間外手当を支給する労働時間は、所定の勤務時間の前後 15 分を経た時刻から 15 分以上勤務した場合に 15 分単位で計算し、月締め時に四捨五入する
3. 管理監督の地位にある者には、時間外勤務手当を支給しない。

(休日勤務手当)

第 17 条 休日に出勤を命ぜられて勤務した場合には、実働 1 時間について次のとおり休日勤務手当を支給する。

$$1. \quad \frac{35}{174} \times (\text{年齢給} + \text{職能給})$$

2. 受給者は、所定の休日勤務簿に記載して請求する。
3. 管理監督の地位にある者には、休日勤務手当を支給しない。

第4章 不就業に対する賃金の取り扱い

(休暇の場合)

第18条 休暇の場合の賃金は、次のとおりとする。

1. 年次有給休暇については基準賃金を全額支給する。
2. 特別休暇については、就業規則第21条に応じて、次のとおり定める。
 - イ. 結婚休暇、忌引休暇の期間 基準賃金全額を支給する。
 - ロ. その他の特別休暇の期間 そのつど定める。

(傷病事故欠勤の場合)

第19条 業務外の傷病・事故による傷病事故欠勤が1カ月以上にわたる場合の賃金は、支給しない。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 日本ボランティアコーディネーター協会	事業年度	令和3年1月1日 ～令和3年12月31日
-----	---------------------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	3,130,000円
準会員受取会費	30,000円
賛助会員（個人）受取会費	312,000円
賛助会員（団体）受取会費	50,000円
受取寄付金（一般）	2,218,456円
受取寄付金（指定）	7,400円
受取助成金	2,316,000円
全国VCO研究集会事業収益	1,113,000円
研修・講師派遣事業収益	6,375,916円
検定システム事業収益	5,733,610円
出版事業収益	989,542円
その他事業収益	72,000円
受取利息	129円
雑収益	35,750円
合 計	22,383,803円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年1月1日 ~ 令和3年12月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
7人	9,272,816円

別表 1

(3) 役員、社員、職員もしくは寄付者又はこれらの者の親族などとの取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件
		出版書籍の販売	R3. 1. 6	21,060円	割引額：170円
		出版書籍の販売	R3. 5. 10	2,475円	割引額：275円
		出版書籍の販売	R3. 5. 10	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 10	3,960円	割引額：440円
		出版書籍の販売	R3. 5. 10	1,980円	割引額：220円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	990円	割引額：110円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	495円	割引額：55円
		出版書籍の販売	R3. 5. 17	2,178円	割引額：242円
		出版書籍の販売	R3. 5. 11	1,485円	割引額：165円
		出版書籍の販売	R3. 6. 25	9,450円	割引額：3,150円
		出版書籍の販売	R3. 9. 29	4,840円	割引額：1,210円
		出版書籍の販売	R3. 9. 29	1,500円	定価

別紙2

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 7. 15	38,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 28	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 2. 23	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 28	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 8. 28	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：実行委員謝金	R3. 3. 15	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 23	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 12. 2	38,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	56,360円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 7. 3	38,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 9. 11	5,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 14	26,200円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 24	11,900円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 28	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 24	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 14	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 5	15,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 6. 26	11,650円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 23	5,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 23	21,263円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 18	20,100円	講師派遣事業等に係る内規による

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 6. 18	77,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 11. 10	63,525円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 8. 21	50,360円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 10. 18	28,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 27	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 24	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 14	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	8,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 12. 2	46,200円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 24	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 14	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 29	60,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 3. 6	48,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 23	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：実行委員謝金	R3. 8. 21	16,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 3. 15	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 10. 24	4,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 5	17,775円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 6. 26	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 23	5,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 24	28,700円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	16,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 14	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 5	15,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 6. 26	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件
		検定事業：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 28	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 10. 23	5,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 4. 19	77,700円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 3. 9	77,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 21	56,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 27	53,900円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 10. 30	38,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 10. 23	30,263円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 7. 4	21,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 12. 5	20,300円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 5. 21	17,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 4. 23	14,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 6. 26	11,650円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 3. 3	10,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 5. 28	10,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 11. 19	10,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 9. 11	1,450円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：実行委員謝金	R3. 3. 15	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 28	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：実行委員謝金	R3. 3. 15	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 10. 24	33,900円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 9. 16	20,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 14	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 28	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 28	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 11. 25	47,950円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 24	30,954円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R2. 12. 1	11,900円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：実行委員謝金	R3. 3. 15	11,137円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 28	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	8,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 6. 25	75,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 10. 19	46,800円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 7. 1	41,400円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 11. 24	24,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 18	19,800円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 2. 6	85,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 1. 19	27,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 28	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 18	45,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 23	15,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	14,640円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 10. 24	13,260円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 2. 22	11,400円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 28	27,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 11. 23	27,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	26,360円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 3. 21	25,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 11. 14	19,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 3. 6	16,500円	講師派遣事業等に係る内規による

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件
		検定事業：講師謝金	R3. 5. 15	44,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 5	37,925円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 2. 28	22,274円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 6. 26	10,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 2. 27	6,682円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 10. 23	6,163円	講師派遣事業等に係る内規による
		全国ボランティアコーディネーター研究集会：講師謝金	R3. 10. 31	5,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 11. 14	2,200円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 9. 11	1,450円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 12. 5	47,300円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 8. 21	8,000円	講師派遣事業等に係る内規による
		検定事業：講師謝金	R3. 6. 17	38,500円	講師派遣事業等に係る内規による
		研修講師派遣事業：講師謝金	R3. 8. 21	18,360円	講師派遣事業等に係る内規による

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会	チェック欄
-----	-----------------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	○
--	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	16人	0人	0%	3人	18.75%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉔」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本ボラン ティアコーディネーター協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請	
アオヤマ オリエ 青山 織衣		理事		○							平成30年4月1日 就任
イシハラ タツヤ 石原 達也		理事		○							平成30年4月1日 就任
ウエダ エイジ 上田 英司		理事		○							平成30年4月1日 就任
オハラ ソウイチ 小原 宗一		理事		○							平成30年4月1日 就任
ツツイ ナリコ 筒井 乃り子		理事		○							平成30年4月1日 就任
ウタス マリ 宇田須 万理 (矢島)		理事		○							平成30年4月1日 就任
カスミ タカユキ 鹿住 貴之		理事		○							令和2年4月1日 就任
キクチ アキヨシ 菊池 哲佳		理事		○							令和2年4月1日 就任
オカ ショウコ 岡 昌子 (遠山)		理事		○							令和2年4月1日 就任
トダ テトミ 戸田 千登美		理事		○							令和2年4月1日 就任
ナガイ ミカ 永井 美佳		理事		○							令和2年4月1日 就任
ハセベ オサム 長谷部 治		理事		○							令和2年4月1日 就任
ツバキ ケイコ 椿 恵子 (疋田)		理事		○							令和2年4月1日 就任
メガ フミコ 妻鹿 ふみ子		理事		○							令和2年4月1日 就任

ウチノ 内野	メグミ 恵美	監事	監事	○							平成 26 年 4 月 1 日 就任
イケダ 池田	ユキナリ 幸也			○							

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (ソリマチ会計王 NPO法人スタイル使用) ルーズリーフ	1週間毎	7年
振替伝票	手書き単票	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (ソリマチ会計王 NPO法人スタイル使用) ルーズリーフ	1週間毎	7年
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月毎	7年
棚卸資産表	エクセル使用 ルーズリーフ	1年毎	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会
-----	-----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本ボランティアコーディネーター協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特定認定特定非営利活動法人が特定認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ